

資料編

平成 23 年度予算の概要

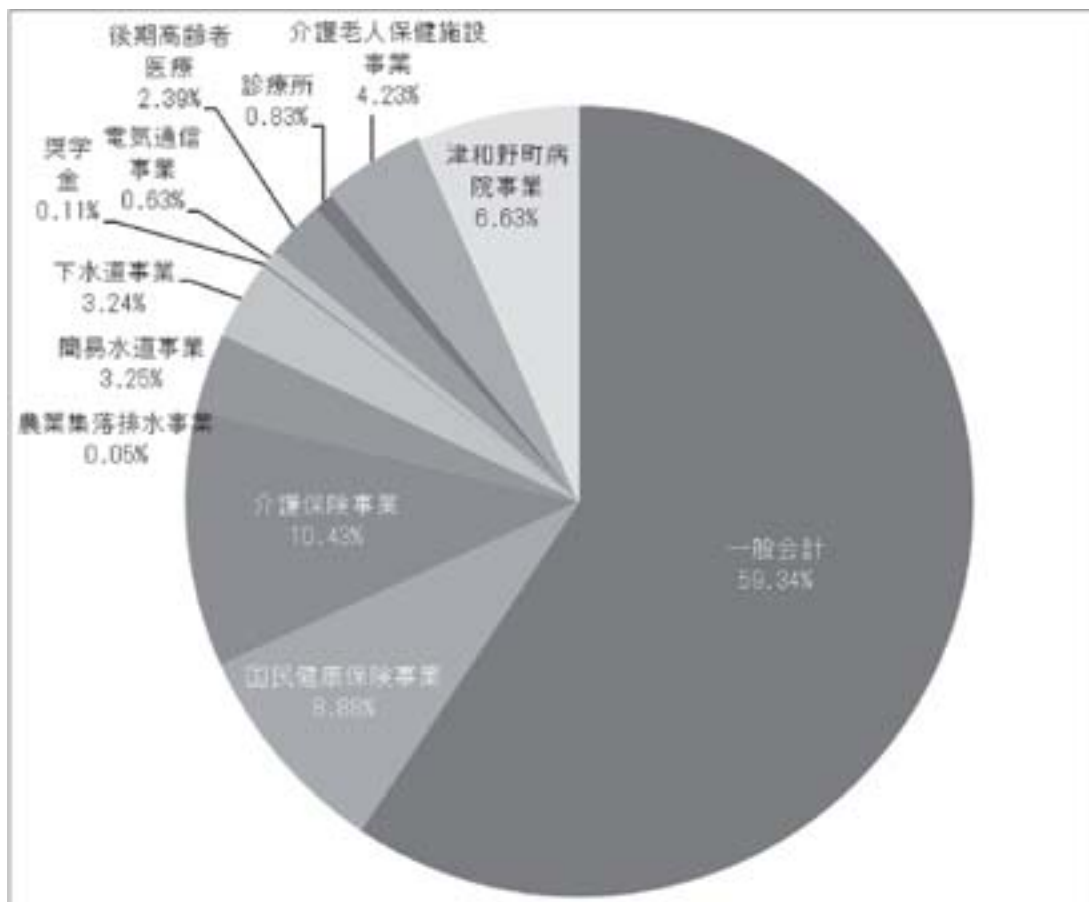
■全会計予算 120 億 1,115 万円 (前年に比べ 1 億 1,277 万円の増額)

〈内訳〉

一般会計	71 億 2,750 万円
国民健康保険事業	10 億 6,626 万円
介護保険事業	12 億 5,292 万円
農業集落排水事業	570 万円
簡易水道事業	3 億 8,998 万円
下水道事業	3 億 8,879 万円
奨学金	1,348 万円
電気通信事業	7,586 万円
後期高齢者医療	2 億 8,683 万円
診療所	9,945 万円
介護老人保険施設事業	5 億 862 万円

津和野町病院事業

収益的収入	7 億 3,492 万円
収益的支出	7 億 5,663 万円
基本的収入	2,209 万円
基本的支出	3,913 万円

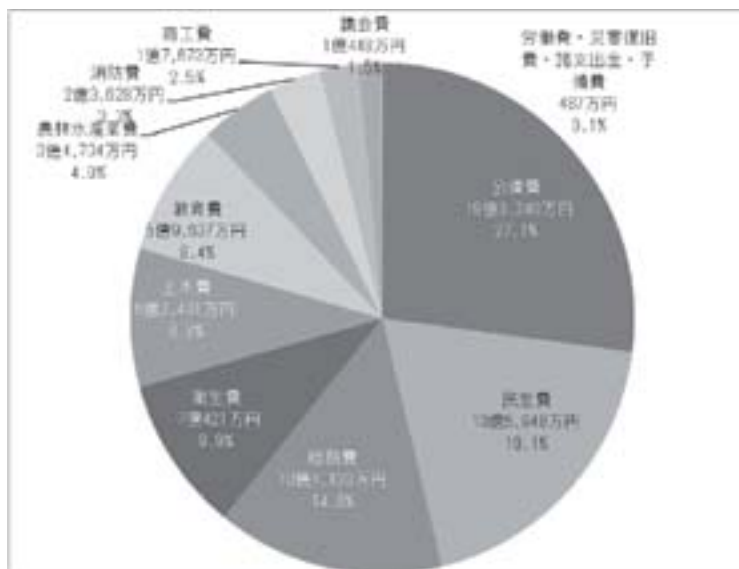


○平成 23 年度一般会計歳出予算の内訳

歳出予算額 71 億 2,750 万円

平成 23 年度の予算額は、前年に比べ 1 億 5,675 万円 (-2.2%) の減額になりました。科目では公債費(借入金の返済)が最も多く、民生費、総務費と続きます。前年に比べ、公債費、教育費、農林水産業費、消防費、労働費が減少し、その他の科目では増加しています。

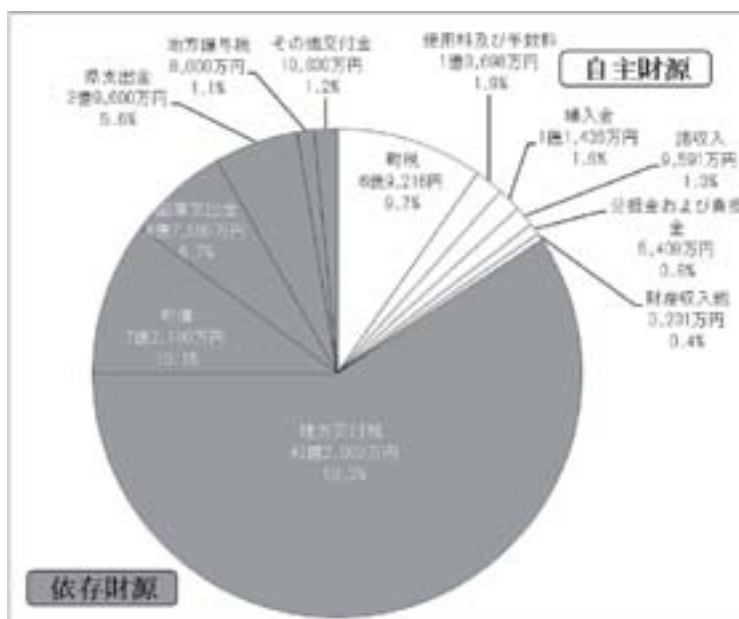
※人件費は各科目に振り分けて計上しています。



○平成 23 年度一般会計歳入予算の内訳

歳入予算額 71 億 2,750 万円

平成 23 年度における一般財源見込み総額は、55 億 7,600 万円です。この中で、地方交付税は、昨年度実施された国勢調査の結果に基づく人口減による減少を見込んでおりますが、特別枠の地域活性化・雇用等対策費等の増額があり、前年度並みの総額が確保されています。しかしながら臨時財政対策債が縮小されたため、これを含めた地方交付税は前年度比 1 億 4,000 万円の減額を見込んでいます。



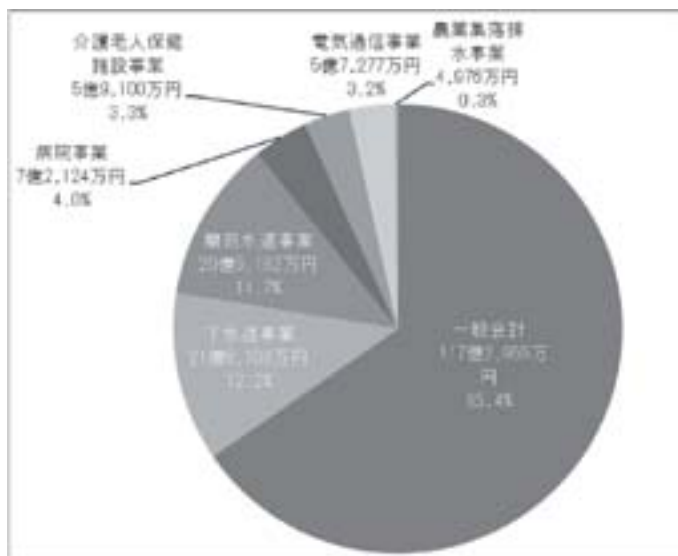
町税については、景気の低迷などにより 2,975 万円の減額を見込んでいます。

町の借入金（町債）と積立金（基金）

■平成 22 年度末借入金残高見込み（全会計） 179 億 3,722 万円

町民一人あたりの借入金額 209 万円（平成 23 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口 8,555 人）

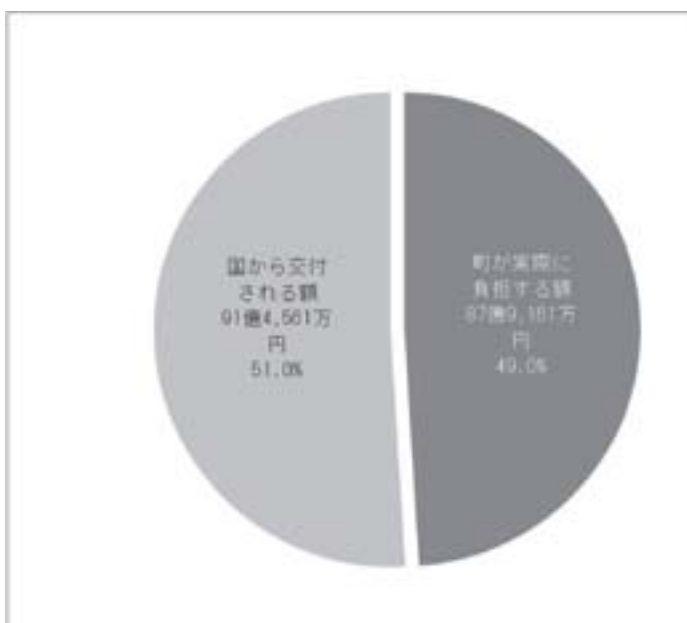
自治体では、その年に使うお金は同じ年度に得る収入（町税や地方交付税など）で賄わなければなりませんので、多額の費用を必要とする公共事業を通常の収入で賄うことはできません。そこで、自治体では公共事業を行うときに限り借入をすることが認められています。（赤字国債を発行できる国とは大きく違う点です。）



○借入金残高のうち町が負担する額 87 億 9,161 万円

借入金（町債）の中には、本来は国が補助金や交付金などの形で自治体に交付しなければならないものを国に代わって自治体が借入し、その返済額を国が補てんしているものも含まれます。

また、公共施設などの整備が遅れている過疎地域などで整備が進みやすいよう返済額の一部を国が補てんする返済額は、毎年、地方交付税の計算に含めて各自治体に交付されています。



※借入金の返済に対して国から補てんされる額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、およその目安として計算しています。

■町の積立金（基金）の残高

○平成 22 年度末積立金（基金）の残高見込み（普通会計）

23 億 7,881 万円

町民一人あたりの積立金額 27 万円（平成 23 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口 8,555 人）



○平成 22 年度末積立金（基金）の残高見込み（特別会計）

2 億 783 万円

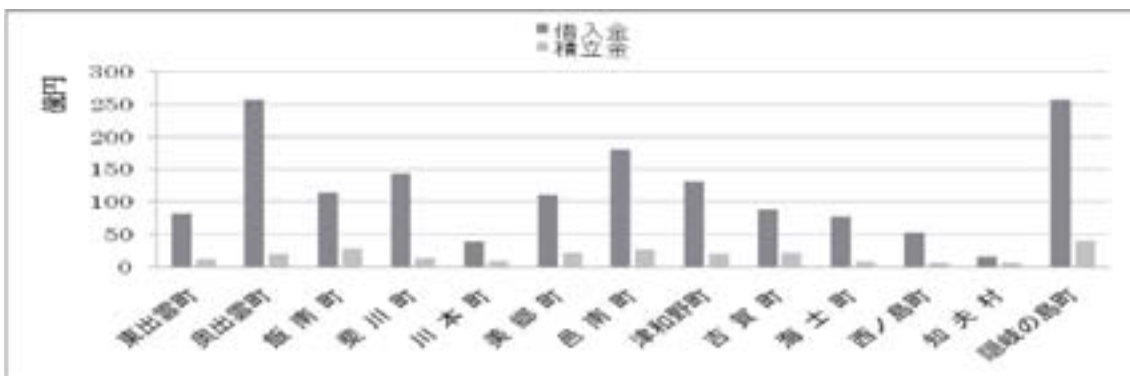
町民一人あたりの積立金額 2 万円（平成 23 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口 8,555 人）



◆島根県内町村の借入金と積立金（普通会計 平成 21 年度決算時）

※借入金は、返済額の一部を国が補てんする場合がありますので、ここで掲載されている金額がすべて住民の皆さんの負担になるとは限りません。

数値出典：島根県「平成 21 年度市町村の財政情報」より



町の財政は健全ですか？

■財政の健全性を判断するには？

自治体の財政の健全性を判断する指標にはいろいろあります。分りにくい指標ばかりですが、私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、指標のわかりやすい開示に努めてまいります。

○財政健全化法の概要について

自治体の財政破たんを未然に防ぐため、平成 19 年 6 月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」と言います。）が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。（指標の公表は平成 19 年度決算から、財政健全化計画の策定義務づけ等は平成 20 年度決算から適用）

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の 3 つの段階に区分され、早期健全化団体や財政再生段階になった場合には、それぞれの枠組みに従って財政健全化を計ることとなります。

○早期健全化基準（自主的な改善努力による財政健全化）

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

財政再生計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、早期健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

○財政再生基準（国等の関与による確実な再生）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度その実施状況を

議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けるとなります。

※財政の早期健全化基準・財政再生基準（市町村）

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25～15% (財政規模に応じ)	16.25～20% (財政規模に応じ)	25%	350%
財政再生基準	20%	30% (H21・22 : 40%) (H23 : 35%)	35%	—

※公営企業の経営健全化基準（市町村）

指標	資金不足比率
経営健全化基準	20%

■町の財政の健全性は？（平成 21 年度決算数値をもとに）

津和野町の財政の健全性について、平成 21 年度の決算をもとに、これらの指標を含む主な指標を使って詳しく説明します。

以下のさまざまな指標をもとに判断すると、総体的には津和野町の財政的困難度のピークは過ぎつつあると予測しております。財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、借入金(町債)残高が多いことなど健全性を脅かす要素があります。しかし、ここ数年借入金(町債)の発行抑制や繰上償還、経常経費の見直しなどを行い、財政状況の悪化を避け、今後も引き続き適切な対応ができるよう財政運営に努めてまいります。

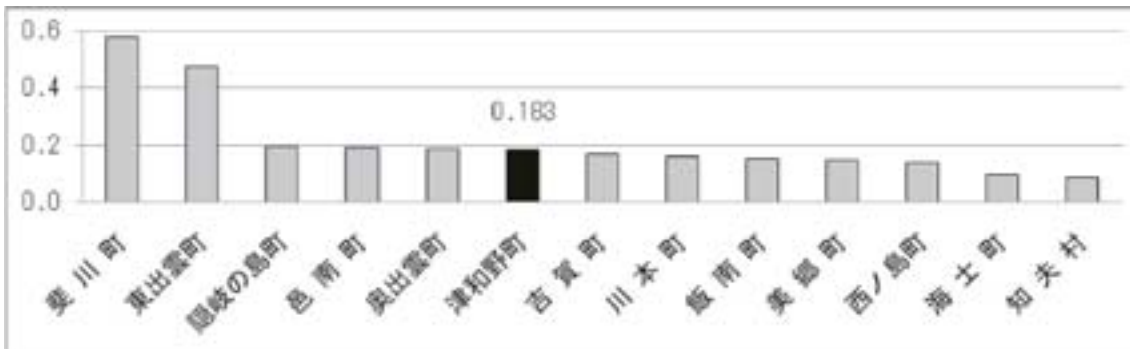
○財政体力を示す「財政力指数」

(数字が大きい方が、より健全)

津和野町は 0.183

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、自主的な収入(町の税金や各種使用料など)がどの程度あるかを示す指標です。数値が「1」であれば、100%自主的な収入で町の運営ができることとなります。津和野町は「0.183」(前年度 0.188)ですので、町の運営を自主的な収入で賄える分は2割弱しかないことが分ります。

数値出典：島根県「平成21年度市町村の財政情報」より



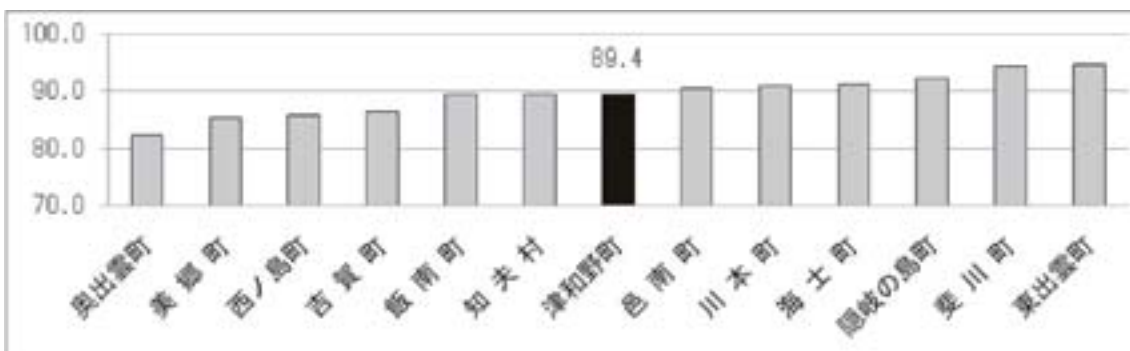
○財政自由度のパロメータ「経常収支比率」

(数字が小さい方が、より健全)

津和野町は 89.4%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出て行くお金(経常的な経費)がどの程度になるかを示す指数です。数値が「100%」の場合、決まって入ってくるお金のすべてが決まった支出として出て行くため、その年に自由に使えるお金はゼロということになります。津和野町は「89.4%」(前年度 93.1%)ですので、自由に使えるお金は1割程度となり、余裕がない状況です。

数値出典：島根県「平成21年度市町村の財政情報」より



○普通会計の収支決算をチェックする「実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）」

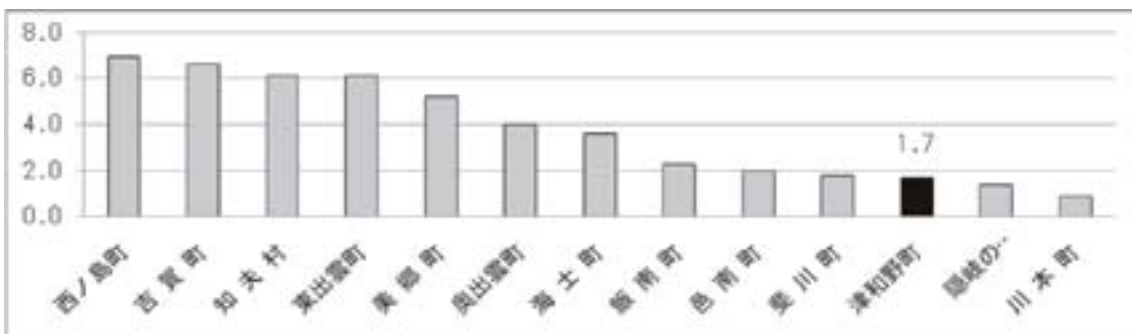
（数字が大きい方が、より健全）

津和野町はプラス 1.7%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の普通会計決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス 15%、「財政再生基準」はマイナス 20%と定められています。

津和野町はプラス 1.7%（前年度 1.3%）となっています。

数値出典：島根県「平成 21 年度市町村の財政情報」より



○全会計の収支決算をチェックする「連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）」

（数字が大きい方が、より健全）

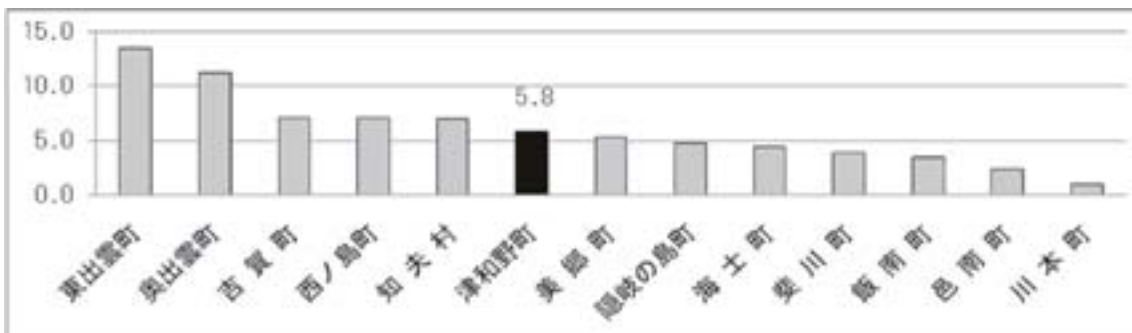
津和野町はプラス 5.8%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年のすべての決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほか、国民健康保険や上下水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス 20%、「財政再生基準」はマイナス 40%と定められています。

津和野町はプラス 5.8%（前年度 3.4%）となっています。

数値出典：島根県「平成 21 年度市町村の財政情報」より

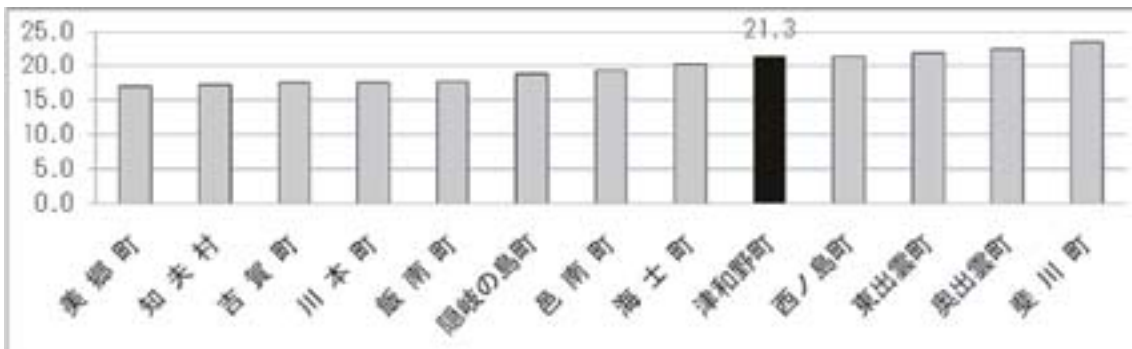


**○体力以上の借金負担がないかをチェックする「実質公債費比率」
(数字が小さい方が、より健全) **津和野町は 21.3%****

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。チェックの目安として国が定めた基準により「18%」以上になると、新たな借入（地方債の発行）に際し段階的に制約を受けることとなります。また、財政健全化法では「早期健全化基準」は25%、「財政再生基準」は35%と定められています。

津和野町は「21.3%」（前年度 22.7%）と高く、「早期健全化基準」である25%は超えないものの、比較的高い水準（借入金の負担が大きい）といえます。

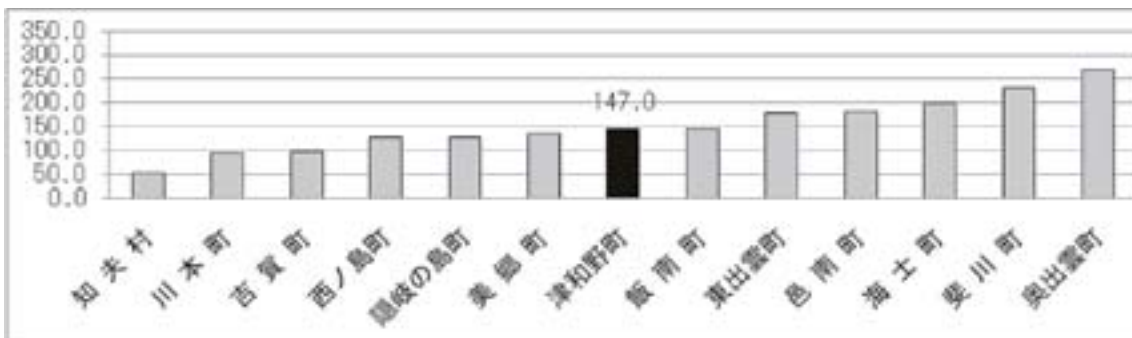
数値出典：島根県「平成21年度市町村の財政情報」より



**○将来負担すべき実質的な負債をチェックする「将来負担比率」
(数字が小さい方が、より健全) **津和野町は 147.0%****

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（長期契約などにより複数年にわたり支払の予定があるもの）などのすべての負担額から積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には返済が将来発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第3セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表わすことができます。

財政健全化法では、「早期健全化基準」は350%と定められています。津和野町は、「147.0%」（前年度 175.8%）となっています。



○公営企業会計の健全度合いをチェックする「資金不足比率」 (数字が大きい方が、より健全) **津和野町は 0%**

上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質収支比率」、「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス 20%と定められています。

津和野町では、病院事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計がありますが、いずれの事業も赤字はありません。

人件費の概要

○一般会計における人件費の状況（平成 21 年度）

人件費には、職員の他に町議会議員、非常勤特別職などにかかる報酬、給料、手当、共済費、負担金などが含まれます。

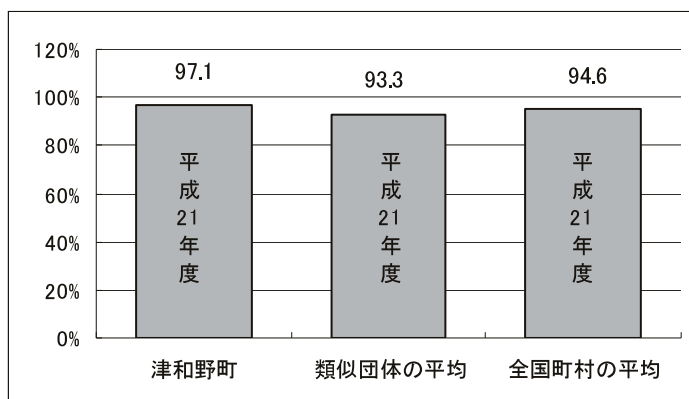
一般会計歳出額	実質収支	人件費	歳出額に占める人件費の率	(参考)平成 20 年度の人件費率
82 億 2,279 万円	9,048 万円	11 億 4,498 万円	14.0%	14.3%

・ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 としたときの自治体職員の給与水準を示すものです。津和野町の場合、平成 21 年度は 97.1 です。国家公務員より 2.9 水準が低いこととなります。

※類似団体の平均

類似団体とは、人口規模や産業構造が類似している団体（市町村）のことです。類似団体の平均とは、類似団体のラスパイレス指数を単純に平均したものです。



○人件費削減の取り組み

町では、次のような人件費の削減を行っています。

区分	項目	削減内容	削減措置の実施期間
一般職	給料	給料月額を一律 3%削減	平成 18 年度～平成 23 年度
	管理職手当	手当額を一律 10%削減	平成 18 年度～平成 23 年度
特別職	給料	給料月額を 15%削減 ・町長 730,000 円 → 620,500 円 ・副町長 615,000 円 → 522,750 円 ・教育長 560,000 円 → 476,000 円	平成 18 年度～平成 23 年度
	期末手当	削減後の給料月額で計算	平成 18 年度～平成 23 年度

○特別職の報酬

町長や議会議員などの報酬は、町民のみなさんで構成する「報酬審議会」で検討します。審議会では、町長からの依頼を受けて具体的に報酬額や改正の期日を検討し、委員会での決定事項を町長に伝えます。町長は委員会の決定事項を尊重して改正条例を町議会に提出し、議決を受けます。

区分	津和野町	津和野町	類似団体における最高額	類似団体における最低額
町長	620,500円	620,500円	850,000円	306,400円
副町長	522,750円	522,750円	680,000円	304,500円
教育長	476,000円	476,000円		
議長	266,000円	280,000円	370,000円	205,000円
副議長	224,200円	236,000円	320,000円	164,900円
委員長	196,650円	207,000円		
議員	187,150円	197,000円	300,000円	145,500円
	平成23年4月1日現在	平成22年4月1日現在		

○一般職の給与

一般職の職員給与は、人事院の勧告に基づいて行われています。

区分	津和野町	島根県	国
平均年齢	41.9歳	44.3歳	41.9歳
平均給料月額	320,700円	326,562円	325,579円
平均給与月額	406,726円	389,645円	—
平均給与月額 (国ベース)	341,581円	353,353円	395,666円
	平成22年4月1日現在		

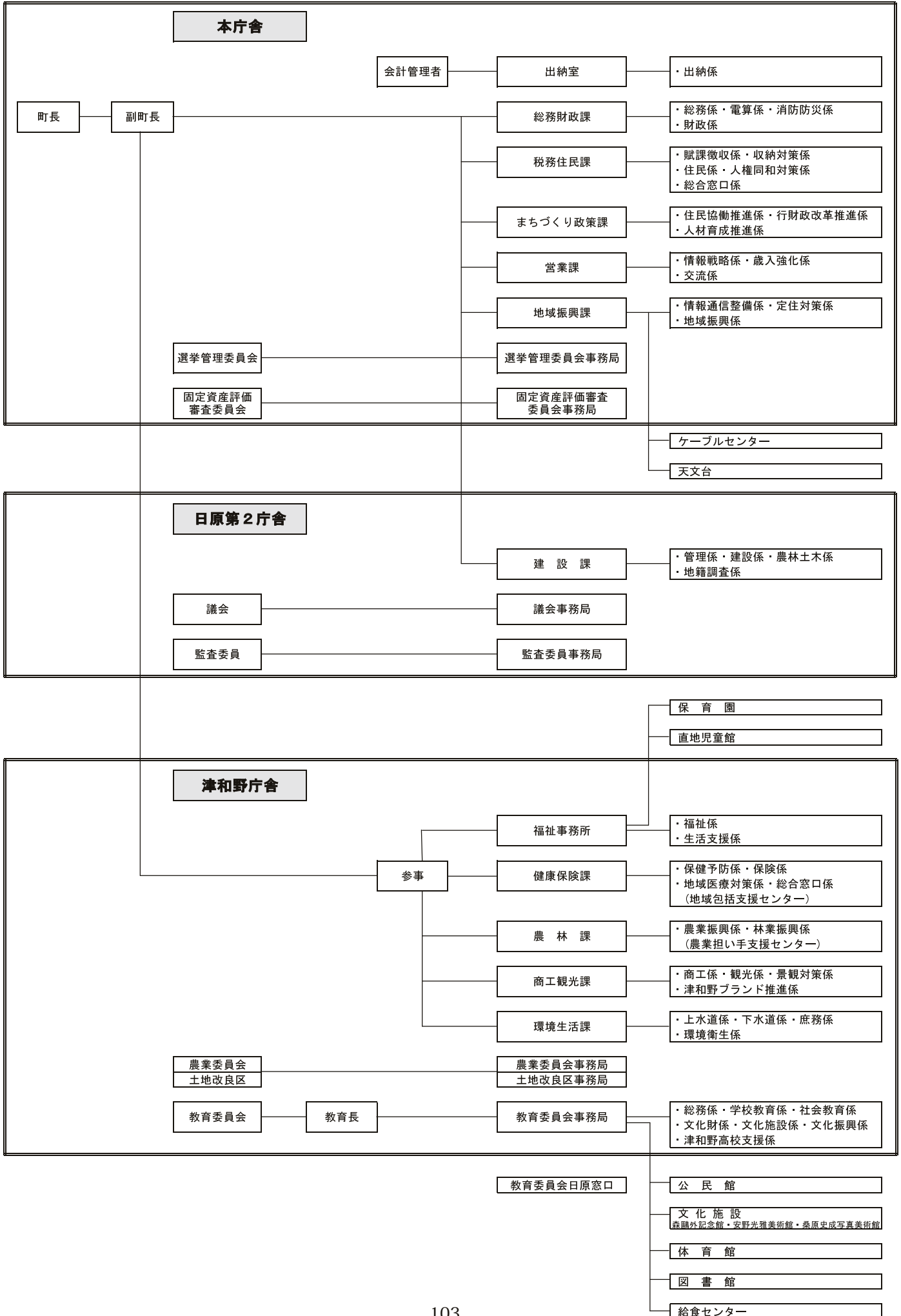
(注) 1「平均給料月額とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

○職員の数

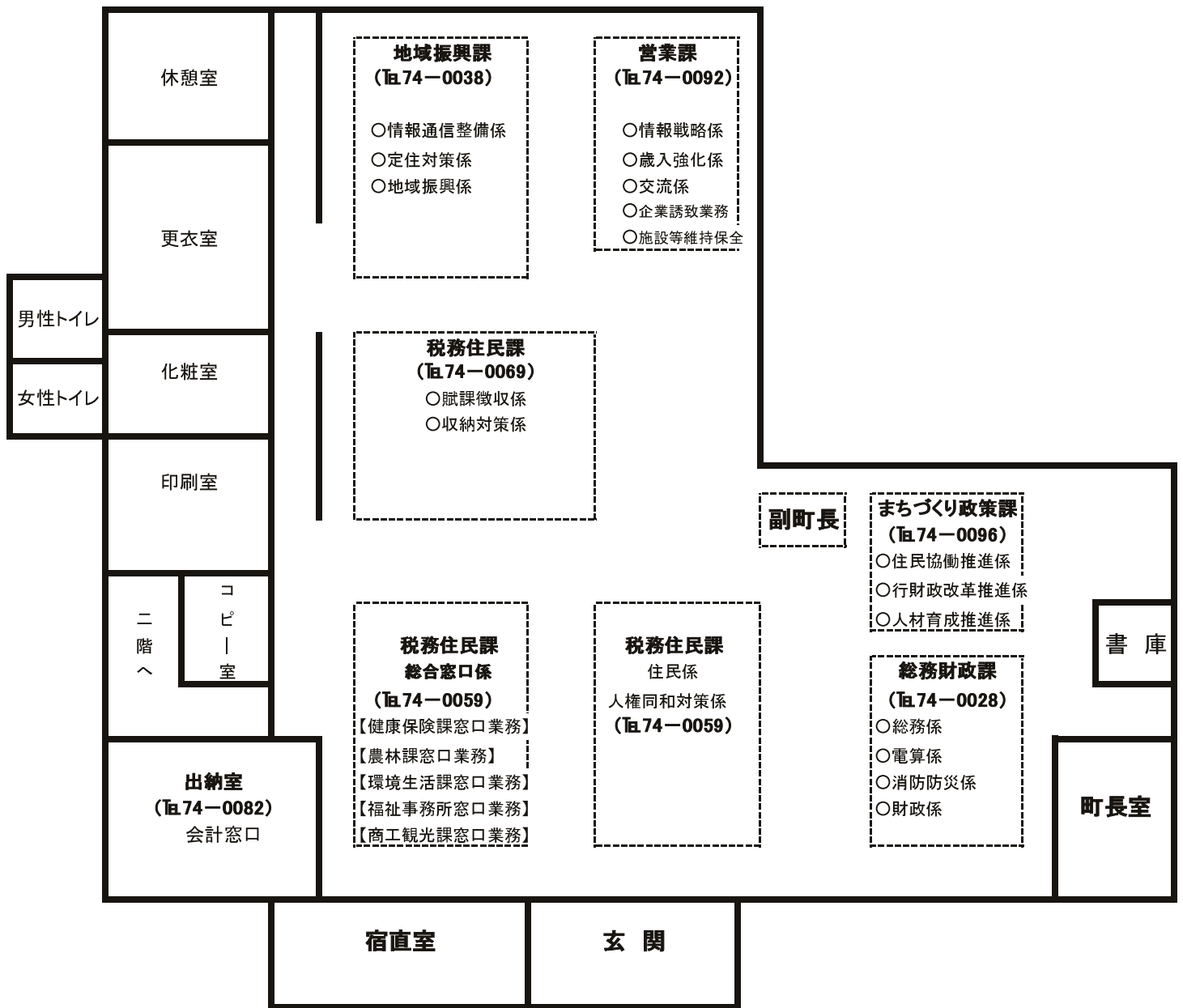
- ・平成23年4月1日現在の職員数 138人(特別職を除く)
(平成24年4月1日における目標職員数 139人)

津和野町 組織機構図

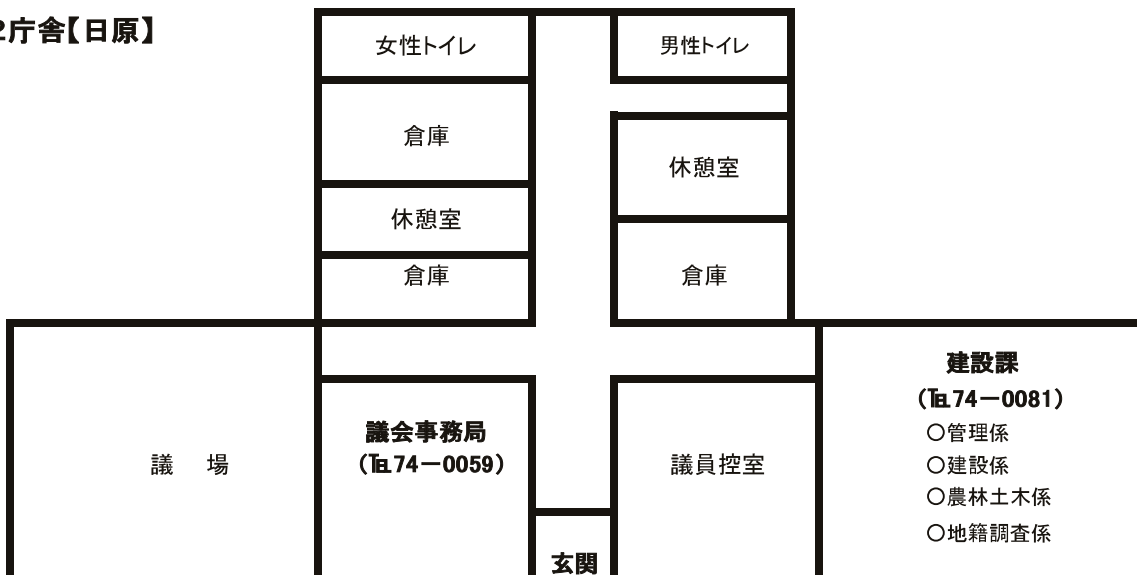


役場の仕事、庁舎案内

本庁舎【日原】



第2庁舎【日原】



開庁時間

土・日・祝祭日を除く平日
午前8時30分～午後5時15分

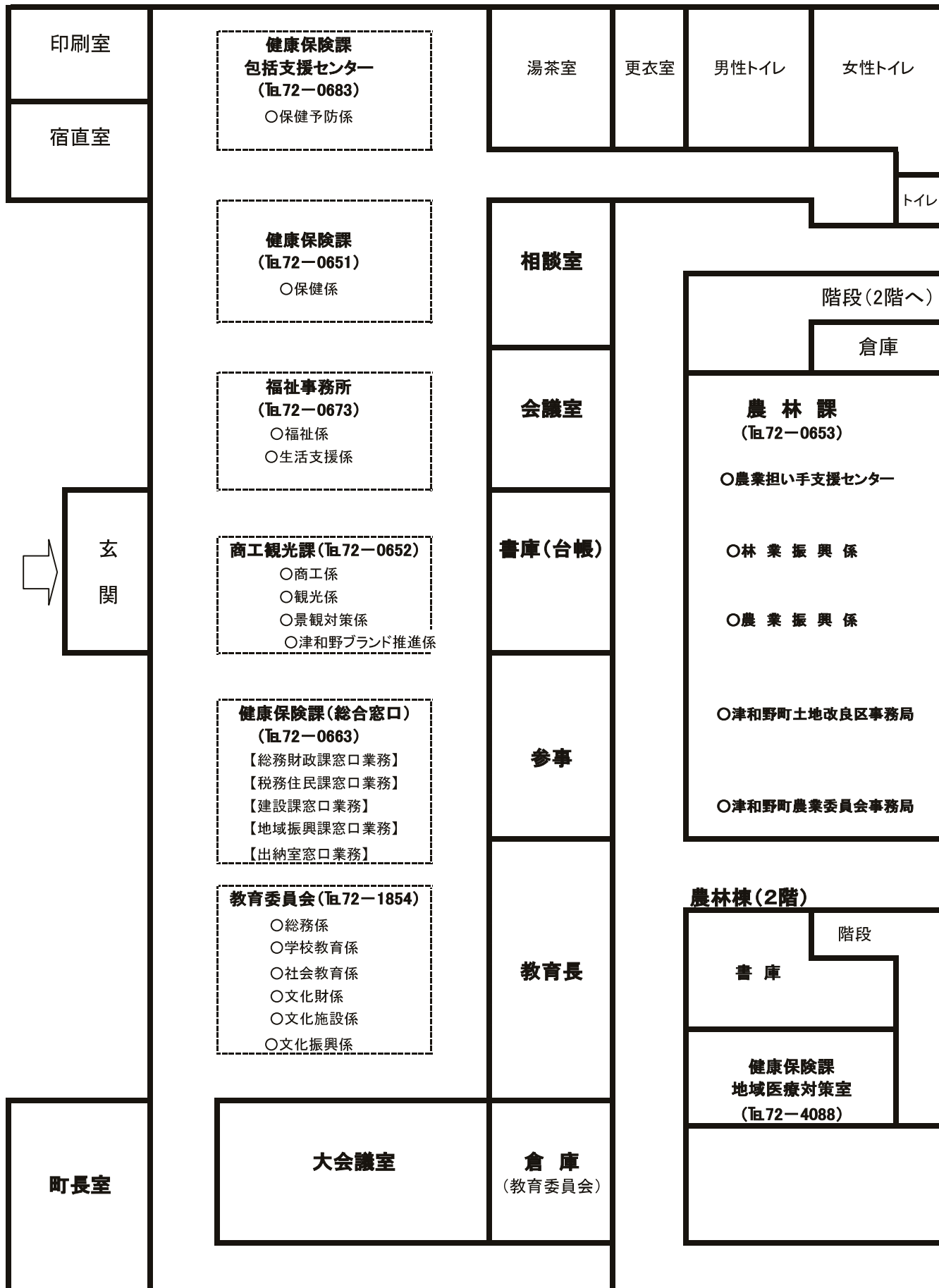
代表電話

0856-74-0021

【各課への直通電話は配置図に表示してあります。】

役場の仕事、庁舎案内

【津和野庁舎】



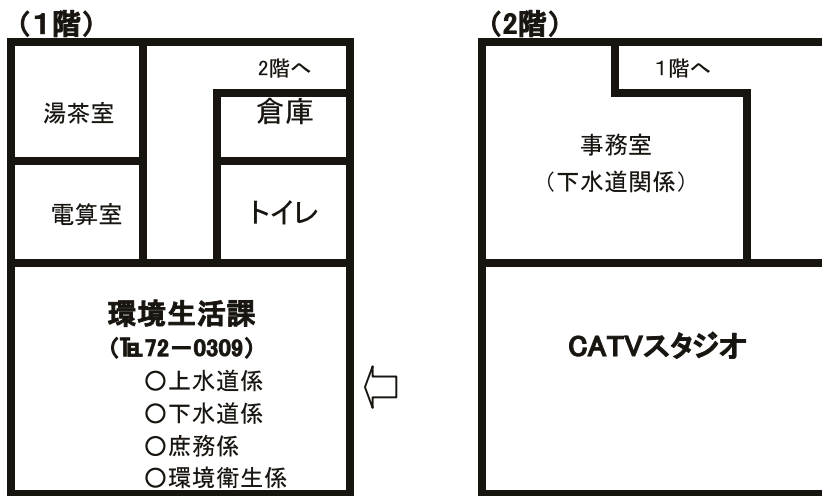
開庁時間

土・日・祝祭日を除く平日
午前8時30分～午後5時15分

代表電話

0856-74-0021

環境生活棟



開庁時間

土・日・祝祭日を除く平日
午前8時30分～午後5時15分

代表電話

0856-74-0021

【各課への直通電話は配置図に表示してあります。】